

 パブリックコメント制度

意見募集結果の公表

意見募集案件

- 【案件名】 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』改訂版（案）」
【募集期間】 平成21年1月15日（木）から平成21年2月16日（月）まで
【担当課】 町民活動支援課
電話 (0561)32-8025 ファックス (0561)32-2165
電子メール katsudo@town.aichi-miyoshi.lg.jp

意見募集の結果について

三好町では、みよし男女共同参画プラン「パートナー」改訂版（案）を策定します。本町は、男女共同参画社会の実現を目指す、平成15年度から平成19年度までの5か年を計画期間とする、本町の男女共同参画の推進に関する基本的な計画「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合かつ計画的な施策を積極的に実施してまいりました。

計画策定から5年が経過し、男女を取り巻く社会環境も大きく変り、「配偶者からの暴力の防止に関する法律」の施行と改正、「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化対策基本法」の成立など、男女共同参画社会の実現に向けた法整備が進んでまいりました。

国におきましては、「男女共同参画基本計画(第2次)」が平成17年12月に閣議決定がなされたこと、また、愛知県においても、「あいち男女共同参画プラン」の改定が行われ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取り組みや強化する取り組みの方向が示されました。

こうした状況から、現行プラン(平成15年度から平成19年度までの5年間)『パートナー』を改訂し、プランの体系や新たな課題に対する施策の方向などを見直すことにし、みよし男女共同参画プラン『パートナー』改訂版(案)を公表し、意見募集を行った結果、3名の方から23項目にわたる貴重なご意見をいただきました。

ありがとうございました。

ここに、寄せられた意見について、三好町の考え方を公表いたします。

寄せられた意見と三好町の考え方

第1章 男女共同参画社会とは

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
1	<p>《1ページ》</p> <p>男女共同参画社会、男女共同参画社会基本法を解説してあるが、5本の柱の解説文は条文どおり、または正式な条文は参考資料に記載されているので、解説文を削除して項目だけ記載しては。また、責務の記載はよいが、国民の責務は、条文どおりの記載をしては。</p>	1	<p>男女共同参画社会基本法第6条での、当該活動以外の活動について説明しています。</p> <p>また、内閣府男女共同参画局の示している「男女共同参画社会の実現を目指して」（平成19年7月発行）を参考にしたものですので、解説文の削除と条文の記載は行いません。</p>
2	<p>《2ページ》</p> <p>①2行目「意欲に応じて」を削除しては</p> <p>②「職場に活気」の欄において『女性の政策・方針決定過程』を、『女性の政策・方針の立案や決定過程』にしては</p> <p>③「家庭生活の充実」の欄において、『男女がともに子育てや教育に参加』を、『子育てや介護、地域活動に参加』にしては</p> <p>④「地域力の向上」の欄における、「地域コミュニティが強化」の意味は</p> <p>⑤「ひとりひとりの豊かな人生」の欄において、「自らの希望に沿った形で展開でき」を、「自ら選択し希望に沿った形で展開でき」にしては</p>	1	<p>①男女共同参画社会基本法第3条に規定されているように、個人としての尊厳、人権、能力を尊重するという考え方で「意欲に応じて」を表現していますので、削除は行いません。</p> <p>②立案は方針決定過程に含まれると考えますので、変更は行いません。</p> <p>③『男女がともに子育て、教育、介護や地域活動に参加』とします。</p> <p>④地域における活動への参画が、地域力の向上につながると考えるものです。</p> <p>⑤表現の変更は行いません。</p>

第2章 みよし男女共同参画プラン『パートナー』改訂版の概要

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
3	<p>《4ページ》</p> <p>①改訂の趣旨が簡略すぎるので、平成15年版の内容を再度掲載してほしい。</p> <p>②意識調査の結果で、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という男女共同参画の進捗状況をはかる典型的な設問に、賛成31.3%、どちらかといえば賛成が49.7%、男性の家事育児介護時間の少なさ、地域活動への不参加をみれば、いかに町内で進んでいないかが測れる。にもかかわらず、そういった現状認識に踏み込んで書かれていない。</p>	1	<p>①改訂の趣旨について掲載いたしましたので、この部分で平成15年度版の内容を再度掲載は行いません。</p> <p>②意識調査の結果については、プラン改訂に反映するように努めてまいりました。</p>
4	<p>《5ページ》</p> <p>①新しい価値観とはどういう価値観でしょうか。 5年の経過後もなお新しいものは。 ⇒ 男女平等への意識改革と修正してはどうでしょうか。</p> <p>②「世代間交流から創造へ」何を意味するのかよくわかりません。 方針や施策の方向のどういったところに表れていますか。</p> <p>③外国人との共生の視点を追加されてはどうでしょうか。</p>	1	<p>①男女平等、男女共同参画という価値観が、まだ新しい価値観であると考えます。「新しい価値観」と言われないように、男女共同参画の認識が広がるようプランの推進に努めます。</p> <p>②本プランが対象としている、子どもから高齢者まで全ての人が、男女共同参画という共通認識を持ち交流することから創造が生まれるとの表現です。</p> <p>③基本目標Ⅱ 方針3 施策の方向④で、「国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進」を取り入れています。</p>
5	<p>《6ページ》</p> <p>Ⅲ-2-③自営業における労働環境の整備は、詳しい内容を見ると農業も含まれることがわかりますが、一般的には商工業の印象があるのは私だけでしょうか。</p>	1	<p>自営業とは、個人事業主のことを表現しています。</p>

第3章 プランの内容 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
6	<p>《7ページ》</p> <p>①基本目標1－3行目 一人ひとり（P2はひとりひとりなのでどちらかに統一）</p> <p>②基本目標1－3行目 『男女共同参画についての意識』を、『<u>男女平等の意識</u>』にしては</p> <p>③方針1－1行目 『男女共同参画社会の視点』を『<u>男女共同参画の視点</u>』にしては。</p> <p>④具体的な施策 1段目 『男女共同参画研修会・講演会の開催』の関係課欄に <u>教育委員会と生涯学習課</u>を追加しては</p> <p>⑤具体的な施策 2段目 『家庭教育学級の開催』の具体的内容欄の冒頭に、『<u>男女平等の視点を持った</u>』を加えては。</p> <p>⑥具体的な施策 3段目 具体的内容欄の「女性団体等」とは、具体的な名称を教えてください。 P8には各種団体とあります。それとはまたどう違いますか。文化サークル、ボランティア団体も含まれますか。</p>	1	<p>①「ひとりひとり」に統一します。</p> <p>②男女共同参画の視点で表記しましたので、変更はしません。</p> <p>③社会制度、慣行についての表記として社会を加えていますので、削除はしません。</p> <p>④男女共同参画を目的とした研修会、講演会の主管課は町民活動支援課で行っていきます。</p> <p>⑤方針1「啓発活動の強化推進」の説明において、男女平等社会の実現に向けてと明記しています。</p> <p>⑥女性が中心となって構成されている団体であり、三好町女性団体連絡協議会、三好町男女共同参画交流ネットに登録していただいた団体を具体的に対象としていますが、登録していない団体についても、情報提供や意見交換などによる支援は行えます。 8ページの各種団体については、男女の構成比率にはしぼられない団体という意味です。</p>

7	<p>《8ページ》</p> <p>①施策の方向③ 人権侵害に対する防止啓発 広報掲載文におけるチェック 機関として、関係課に<u>秘書広報 課</u>を追加しては。</p> <p>②施策の方向④ 「各種団体に対する意識啓発」 を「<u>各種団体や個人</u>に対する意 識啓発」としては。</p> <p>③団体組織へだけでなく個人へ の働きかけでもいいと思いま す。 男女共同参画を推進する女 性リーダー養成講座の実施」を 施策に追加してください。関係 課は<u>教育委員会と生涯学習課</u>。 三好町では男女共同参画を 推進したい女性に出会えませ ん。他市町の研修会に参加す るとたくさんの方に出会いま す。県での研修を受けた方たち が、三好町でネットワークをつ くる場所、機会もありません。 役場が率先して受け皿づくり をしていただきたい</p>	1	<p>①ご意見として、今後の事業推進の参 考にさせていただきます。</p> <p>②施策の方向④各種団体に対する啓発 の施策として表記したものです で、「個人」は追加しません。</p> <p>③基本目標Ⅱ あらゆる分野へ参画で きる機会づくりにおいて、さまざ まな分野で活動する女性の人材開発に 努めることを目標、方針としていま す。</p>
---	--	---	---

第3章 プランの内容 基本目標Ⅱ あらゆる分野へ参画できる機会づくり

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
8	<p>《12ページ》</p> <p>①施策の方向② 具体的施策において「女性の人材開発」を「女性の<u>人材開発と育成</u>」にしては。 また、関係課に<u>生涯学習課</u>を追加しては。</p>	1	<p>①「女性の<u>人材開発と育成</u>」とします。 また、各種の講座、セミナーがありますが、男女共同参画の視点に立ったものについての主管課は町民活動支援課として表記しています。</p>
9	<p>《13ページ》</p> <p>①施策の方向①② 具体的施策の欄にある各種女性団体、交流ネットワーク、各種団体の名称を明記していただきたい。</p> <p>②施策の方向② 具体的内容欄の「町民が男女に関わらず、さまざまな活動に参加」を「町民が男女に関わらず、さまざまな活動に<u>参画</u>」にしては。</p>	1	<p>①個別の団体等を掲載することは考えておりません。</p> <p>②活動への参加としての表記ですので、変更は行いません。</p>

第3章 プランの内容 基本目標Ⅲ 男女がともに働ける環境づくり

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
10	<p>《20ページ》</p> <p>商工業などに携わる女性への支援、具体的内容が、労働環境整備の観点からかけはなれている。</p> <p>家事育児、介護地域活動と自営業のバランスを。</p>	1	<p>施策の方向④において、町内企業に対する意識啓発を行っていきます。</p> <p>また、家事育児、介護地域活動と自営業のバランスについては、基本目標Ⅲの男女がともに働ける環境づくりにおいて取り組んでまいります。</p>

第3章 プランの内容 基本目標Ⅳ 健康で自立した生活を送るための基盤づくり

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
1 1	《25ページ》 施策の方向①具体的施策3段目 リプロダクティブ・ヘルス/ライ ツの日本語訳の追加	1	注釈において、内容説明を記載して います。
1 2	《26ページ》 施策の方向③ 母性・父性の文字が性別のしば りをつくることになるので、「母 性・父性について啓発するととも に」の部分を削除する	1	この欄での表現は、母子保健の充実 に対しての表記ですので、削除は行い ません。

第3章 プランの内容 基本目標V プランの総合的な推進体系の整備づくり

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
13	<p>《28ページ》</p> <p>①施策の方向②具体的内容1段目 「プランを推進するための方法を検討します」を、「プランを推進するための方法を整備します」にしては。</p> <p>②施策の方向②具体的施策2段目 「プラン推進の進捗状況の管理」を「プラン推進の進捗状況の管理と公開」としては。</p>	1	<p>①プラン推進のための「方法」としての表記ですので、変更は行いません。</p> <p>②年度ごとに、まずは進捗状況の管理を行うように努めていきますので、変更は行いません。</p>

第4章 数値目標

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
14	<p>《30ページ》</p> <p>現在、役場内には女性の管理職はいません。少子高齢社会では、高齢者福祉、子育て問題等女性の視点が大切で、政策や施策を決定する管理職に女性の登用は欠かせません。</p> <p>まず行政が女性管理職を登用し、お手本を示すべきではありませんか。</p> <p>数値目標の項目にはありませんが、「女性管理職の登用」の25年度の数値目標を5～10%にしてはどうでしょう。</p>	1	<p>女性管理職の登用に関してのご提案につきましては、基本目標Ⅴの方針2「役所内の意識・制度改革の推進」－施策の方向②「職員の意識改革・人材育成」において、「政策決定の場へ女性参画」を具体的施策として掲げ、職員の意識改革を行うとともに、政策決定の場への女性職員の参画や、管理職への登用を推進してまいります。</p> <p>具体的にいただきました、数値目標につきましては、貴重なご意見として、今後の事業推進の参考にさせていただきます。</p>
15	<p>「男女共同参画社会」の認知度の数値がない理由は。</p>	1	<p>本町の調査と、目標値として設定した内閣府の世論調査が、「男女共同参画社会の認知度」の内容部分で、設問設定が同じでなかったため単純な比較ができないので、空欄としてあります。</p>

第5章 参考資料

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
16	<p>《41ページ》</p> <p>①年表 三好町の欄の内容の統一性がない(婦人会音頭、川柳)</p> <p>《44ページ》</p> <p>②ウーマンスクールと男女共同参画ネットが記載されていない</p>	1	<p>①男女共同参加の視点から、関連すると思われる内容を掲載しています。</p> <p>②正式名称で追加記載をします。</p>

● プラン全体にわたる意見

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
17	<p>このプランの存在があまり知られていない。「男女共同参画社会の実現」は国の最重要課題であり、行政と国民が共に進めていくべきものであり、「パートナー」の完成版は役場各課、各施設(学校、公民館、児童館、公共施設、集会所等)、町内企業にも配布していただきたい。</p> <p>ダイジェスト版も機会あるごとに配布をお願いしたい。</p>	1	<p>各公共施設等への配布はもちろん、ダイジェスト版の全戸配布及びホームページ上での公開も行います。</p>
18	<p>平成15年版ではプラン策定の趣旨、背景がまとめられているが、改定版には削除簡略化されている。平成15年版のプラン策定の趣旨、背景を再度掲載した上で、改定の趣旨を加筆していただきたい。</p> <p>誌面の制約があれば、第5章参考資料編の「策定経過」等を簡略化していただきたい。プラン検討委員会設置要綱を掲載する必要があるのか。</p>	1	<p>平成15年度版のみよし男女共同参画プラン「パートナー」の改訂を行っているものであり、プランの策定の趣旨が無くなるわけではありません。</p> <p>平成15年版は三好町が初めて策定した男女共同参画プランであり、その趣旨や背景を細かく表現する必要がありました。今回は策定から5年間を経過し、改訂するにあたってのものであり、現在の状況から今後に向けた趣旨をまとめたものです。</p> <p>また、第2章において、プランの改訂の趣旨、性格、期間、基本理念、体系について掲載しています。</p> <p>プランの改訂を行った基礎となっているプラン検討委員会の位置づけを明確にするために掲載いたしました。</p>

19	<p>平成14年度と平成19年度の男女共同参画に関する意識調査を掲載してほしい。</p> <p>現状の認識の上に立ってどう計画され、今後の具体的な取組みが考えられているのかわかりやすく掲載してください。また、今回の改訂版は、町民の生の声が載らない、事務的なプランの印象を受けるが、カットなどの挿入は考えているか。</p> <p>また、町民の意識をこのプランで一つの方向に束ねていくために、「具体的な施策」といいつつ、抽象的な内容が列記されているように思えます。</p>	1	<p>意識調査の全結果を掲載することは考えておりませんが、平成19年度に行った男女共同参画に関する意識調査に関する報告書（全110ページ）については、町民活動支援課のホームページでも公開しています。</p> <p>各基本目標の考え方、各方針の視点等についてもわかりやすく掲載するようにカットやデザインに工夫を加えていきます。</p> <p>各施策の方向において、具体的な内容を明示しています。</p>
20	<p>このプランは、町民や地域社会、企業も共に男女共同参画社会の実現を進めるものと考えますが、関係課のみの標記です。</p> <p>このプランの具体的な取組みに協働はみえません、町民や企業の行動目標に踏み込んで明記してもよいのではないかと。</p>	1	<p>行政として、どのように男女共同参画社会を実現していくかという視点からとらえ、施策を展開していくために中心となる担当課について明記してあります。</p> <p>具体的な施策を展開する上で、協働という手法も当然選択肢となると考えています。</p>
21	<p>男女共同参画基本法の文字を大きく。</p>	1	<p>文字は、大きくします。</p>
22	<p>配偶者からの暴力の防止の啓発および被害者の保護に関する法律の掲載。</p>	1	<p>今回のプラン改訂は男女共同参画全般の計画にかかわるものであり、個別の内容にかかわる法令等については掲載していません。</p>

その他の意見

番号	意見の要旨	件数	三好町の考え方(対応)
23	<p>《35ページ》</p> <p>プラン検討委員会を見ると会長・副会長の上位3人の方は男性です。</p> <p>この中に、社会の一員として幅広く活躍されている女性の方を入れるべきだと思います。</p> <p>現在活躍中の女性、女性の中で働く男性をどんどん紹介して、そういう方が広く認識される活動を望みます。</p>	1	<p>三好町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱第4条2により、会長及び副会長は、委員の互選により定められました。</p> <p>会長、副会長はそれぞれ各1名ですが、副会長につきましては、平成19年度と平成20年度で交代がありましたので、各年度における副会長を掲載させていただきましたので、ご理解いただきたいと思ます。</p> <p>なお、三好町男女共同参画プラン検討委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱いたしました。</p> <p>(1) 住民の代表者 1名(男性) (2) 女性団体の代表者 1名(女性) (3) 福祉関係の代表者 1名(女性) (4) 教育関係の代表者 1名(男性) (5) 産業関係の代表者 2名(女性) (6) 行政の代表者 1名(男性) (7) 学識経験者 1名(男性) (8) 公募委員 1名(女性)</p> <p>なお、公募委員については、2名を募集しましたが1名の応募でした。</p> <p>現在活躍中の女性、女性の中で働く男性をどんどん紹介して、そういう方が広く認識される活動についての希望につきましては、貴重なご意見として、今後の事業推進の参考にさせていただきます。</p>